

保護者の皆様

京都市立岩倉南小学校
校 長 石田 和三**台風等（特別警報・暴風警報）・地震に対する非常措置についてのお知らせ**

台風等により、「京都南部」に特別警報・暴風警報が発令された場合や京都市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

記

各ご家庭におかれましては、日頃より台風・地震等非常時の場合のことについて話し合っておいてください。

(登校前の発令)**1. 『暴風警報』が登校前に発令された場合**

- ① 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- ② 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - * 午前 7 時までに解除になった場合 → 平常授業
 - * 午前 9 時までに解除になった場合 → 3 校時（10 時 45 分）から始業
 - * 午前 11 時までに解除になった場合 → 5 校時（13 時 50 分）から始業
(5 校時から始業の場合は、給食を中止します。)
 - * 午前 11 時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業

2. 『特別警報』が登校前に発令された場合

- ① 「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- ② 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - * 午前 0 時までに解除になった場合 → 5 校時（13 時 50 分）から始業（給食は中止）
 - * 午前 0 時現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業

3. 京都市に『震度5弱以上』の地震が登校前に発生した場合、次の登校日を臨時休業

- * 下校後、深夜0時までに発生の場合は翌日、深夜0時以降登校までに発生の際は当日を臨時休業とします。
- * 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信、ホームページ等で授業を実施する旨を連絡します。
- * 臨時休業とした場合の登校再開日は学校及び近隣の被災状況を確認し、改めて学校から連絡します。

(在校中の発令)**4. 『暴風警報』が在校中に発令された場合**

登校後に暴風警報が発令された場合、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などを十分考慮して帰宅させるかどうかを決定します。（警報発令直後は集団下校可能な気象状況であることが多く、集団下校で児童が帰宅できる余裕があります。）そして、帰宅させると決定した場合には、4月当初に提出していただいた『家庭票』下の「緊急時の集団下校について」での集団下校か学校での一時待機かのご回答に基づいて子どもたちに下校及び待機の指示を出します。一時待機のお子たちは、保護者の方の学校到着を待つことになります。（従いまして「一時待機」を選択されている場合には、お迎えが必要です。もし、どちらを選択したかが不確かな場合は今一度担任にご確認ください。但し、以上は緊急時の集団下校の場合であり、町別集会後等の通常時の集団下校においては『家庭票』のご回答に基づく自動的な「一時待機」はありません。）『家庭票』での集団下校か学校での一時待機かの選択を変更される時は担任に必ず連絡帳でご連絡ください。

(裏面もご覧ください)

5.『特別警報』が**在校中**に発令された場合

＊ただちに臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、前記の「4.『暴風警報』が在校中に発令された場合」と同様に対応いたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

6.『震度5弱以上』の地震が**在校中**に発生した場合

＊下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、台風の時の対応のように事前にお聞きしている対応をいたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

◎特別警報・暴風警報発令中・解除直後、地震発生後は以下のことがらに注意を払ってください。

- ・ 強い風がおさまるまで家の外に出ない。切れた電線や倒壊の恐れのあるブロック塀などに十分注意する。余震があることや地震で崩れているかもしれないところもあるので不用意に外出しない。
- ・ 川（増水の危険）や倒壊の恐れのあるところへは、絶対に近付かない。

※なお、この内容は、岩倉南小学校ホームページ上の「非常事態等」に掲載されています。

※放課後まなび教室も同様の措置をとります。